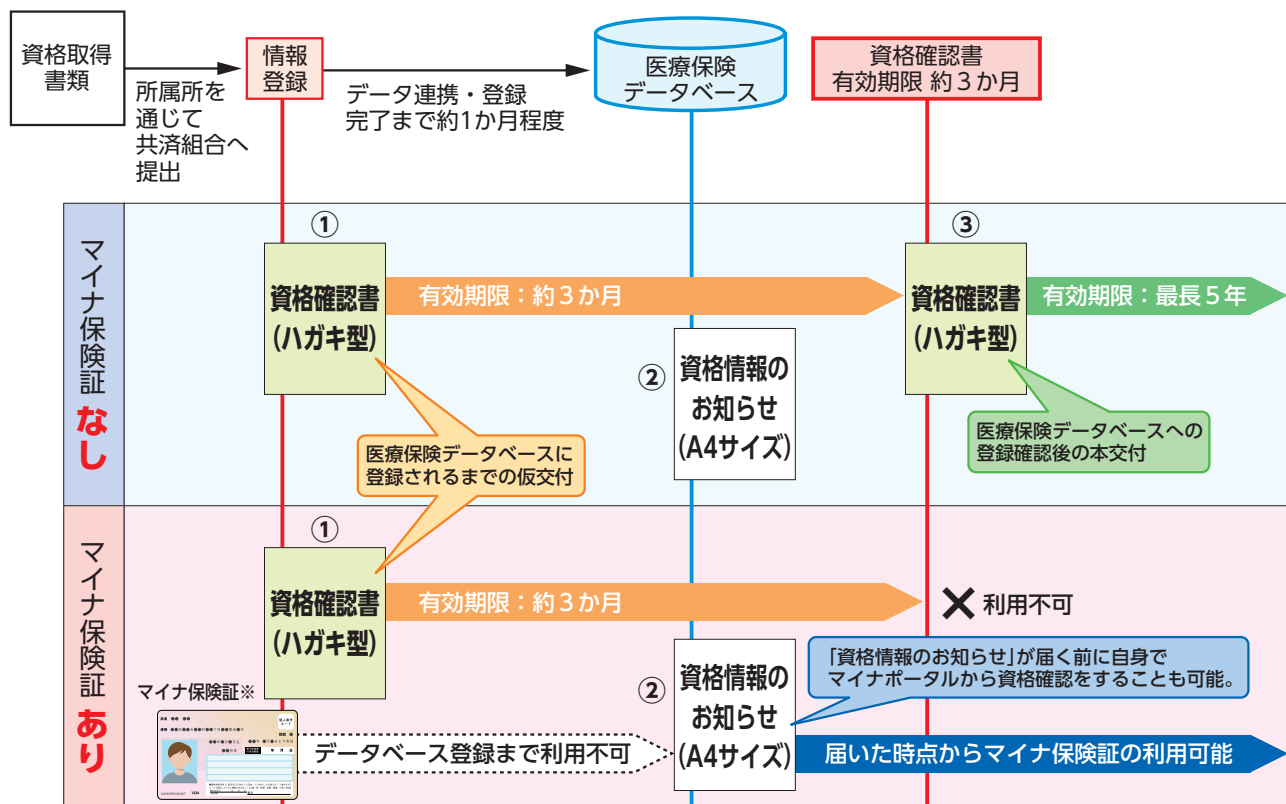


組合員になられた方へ

新たに資格取得をされた組合員や認定された被扶養者には、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を交付します。資格取得後の流れについては、下記の図をご確認ください。



※マイナ保険証＝健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと

① 「資格確認書」(当初交付されるもの)

- 書類審査が終了し、共済組合のシステムに組合員及び被扶養者の情報が登録されてから、**全員**に交付します。マイナ保険証は、医療保険データベースに情報登録がされるまでは使用できません。
- 有効期限は3か月程度です。
- 医療機関受診の際は、「資格確認書」を提示してください。

② 「資格情報のお知らせ」

- 医療保険データベースに組合員及び被扶養者の情報が連携されてから**全員**に交付します。
- 組合員記号・番号などの登録内容及び連携が完了したことを通知するものです。
- 医療機関等でマイナ保険証が何らかの不具合等で利用できないときにマイナンバーカードと併せて提示してください。

③ 「資格確認書」(マイナ保険証の利用状況を確認後、本交付されるもの)

- 医療保険データベースに組合員及び被扶養者の情報が連携されてから、**マイナンバーカードを持っていない方又はマイナ保険証の利用登録を行っていない方**に交付します。
- 有効期限は最長5年間です。
- 医療機関受診の際は、「資格確認書」を提示してください。

Q マイナ保険証を持っているけど、資格取得した後はいつから使えるの？

A 「資格情報のお知らせ」が届くと、マイナ保険証が利用可能となります。ただし、「資格情報のお知らせ」が届く前でも、マイナポータル画面の「健康保険証の登録状況」でマイナ保険証が利用可能か確認していただけます。

貸付事業

●貸付事業（主なもの）

貸付種別	申込できる組合員	貸付限度額	注意事項など
一般貸付け	一般組合員 船員組合員	200万円 ※ただし、必要額のみ	貸付金額100万円以上の場合は、必要額が確認できる書類
特別貸付け	再任用職員、臨時的任用職員 任期付職員など ※一般、船員、任意継続組合員を除く	給与月額×3/10×残任期月数 (限度額は200万円) ※ただし、必要額のみ	残任期月数とは？ 実態として通年で任用されている短期組合員であっても、辞令上の任期に基づいた残りの任期のことをいいます。
住宅貸付け	一般組合員 船員組合員	1,800万円 ※詳細はお問い合わせください。	土地付住宅の購入、住宅の新築、増築・改築・移築、土地購入、修理など、申込事由に応じて、添付書類が異なります。
教育貸付け		550万円 ※おおむね1年以内に必要とする額	申込時点で必要額が確定していれば、1年以内に支払う費用について貸付対象になります。

※すべての申込に、給料月額わかるもの（給料明細書のコピー）が必要です。
 ※申込書の提出の締切は毎月20日で翌月の20日に送金となります。
 ※住宅貸付申込書が所属所に無い場合は、管理・福祉班あてにご連絡いただければお送りします（一般貸付申込書は兵庫支部ホームページから印刷してください）。
 ※その他ご不明な点がございましたら、管理・福祉班の貸付担当までご連絡ください。

短期組合員は
「特別貸付け」が
対象なんだケロ



メンタルヘルス事業

教職員メンタルヘルス相談

臨床心理士が、あなたの仕事やプライベートの悩みをお聞きします。電話、面談・オンライン(予約制)、メールによる相談を受け付けています。

【相談用電話】 0120-165-565

【相談用メールアドレス】

mental_sodan1@pref.hyogo.lg.jp

【受付時間】 月～金曜日9：00～17：00（祝日除く）

臨床心理士による出張研修会・相談会

所属単位でメンタルヘルスに関する知識を学び、予防につながる職場研修として、臨床心理士が直接学校等に出向き、研修会や相談会を実施しています。春と夏に一斉募集を行うほか、随時申込を受け付けています。

【問い合わせ先】 078-362-3762

※現在、県庁1号館別館にある教職員メンタルヘルス相談センターは夏頃に移転を予定しています。詳しい移転時期等決まりましたら兵庫支部ホームページでお知らせします。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付される前に病院へ行かれる場合

新たに共済組合の資格を取得した方が「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付される前に病院へ行かれる場合は、それまで加入されていた健康保険から交付された「資格確認書」を使用することができませんので、窓口で医療費10割をお支払いいただいた後、共済組合へ「療養費」「家族療養費」として請求してください。

〈請求に必要な書類〉

- ・「療養費・家族療養費請求書」（給付様式第6号）
※兵庫支部ホームページからダウンロードできます。
同一月・同一医療機関ごとに請求書が必要です。
- ・領収書原本
- ・医療機関等発行の診療報酬明細書（通称：レセプト）
もしくは、診療報酬領収済明細書（給付様式第7号～第7号の2）
- *会計時に発行される「診療明細書」とは異なりますので、ご注意ください。



トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→短期給付に関する様式

育児休業手当金（延長給付） 市区町村の都合により、保育所等入所保留通知書が 発行されないとき

子が1歳を超えた場合の育児休業手当金は、市区町村から毎月発行される「保育所等入所保留通知書」の提出がなければ、受給できません。ただし、保育所の利用状況に空きが見込めない等の理由によって「保育所等入所保留通知書」が発行されない場合は、以下の表により、請求することができます。

市区町村において 利用募集が行われて いない時点	手当金請求書に添付が必要な書類			
	育児休業手当金 支給期間延長事由 報告書 (給付様式15号の2)	申立書 (給付様式第15号の3)	申立書（※1） (任意様式)	その他
育児休業に係る子の 1歳及び 1歳6か月の誕生日	○	○		③1歳の誕生日以降2か月以内の日を入所希望日とした入所申込書のコピー（市区町村の受付日付印のあるもの）
育児休業に係る子の 1歳1か月～ 1歳5か月の誕生日 ※1歳時の手続きが終了していることが必要			○	①(※2)の資料 ②入所保留通知書 ※手当金申請月が保留の有効期限内にあるもの
育児休業に係る子の 1歳7か月～ 2歳の誕生日の前日 ※1歳6か月の手続きが終了していることが必要			○	

- (※1) A4縦、横書き。公立学校共済組合兵庫支部長を宛先とし、子の1歳(または1歳6か月)の誕生日以降に係る申込みをおこなったあと、市区町村において新たな利用募集がなかったことを申し立てる内容としてください。
なお、申立日、組合員氏名は自筆してください。
- (※2) 左の時点において、当該市区町村が保育所の利用募集を行っていないことがわかる資料
(例) 市区町村が配布している資料、当該自治体のホームページのうち、該当する記載があるページのコピー

令和8年4月からの掛金率及び保険料率のお知らせ

標準報酬月額・標準期末手当等に係る掛金率及び保険料率

	令和8年度	令和7年度
短期掛金	48.01/1000	48.01/1000
子ども・子育て支援掛金	1.15/1000	—
介護掛金（40歳以上）	7.88/1000	8.04/1000
厚生年金保険料	91.5/1000	91.5/1000
退職等年金掛金	7.5/1000	7.5/1000

子ども・子育て支援掛金は令和8年度新設。詳細は所属所宛通知文をご覧ください。
また、後期高齢者及び船員組合員についても、所属所宛通知文をご覧ください。